

## 平成24年度 情報公開、個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

### 【情報公開、個人情報保護制度のあらまし】

情報公開制度は、市民の皆さんと市との共有物である公文書を公開し、行政の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにより、開かれた行政の確立と、市民との協働を推進しようとするものです。

公開請求は、誰でも行うことができ、個人の権利利益を保護するなど、一定の理由に該当する場合を除いて原則公開します。

個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、個人情報の開示、訂正などを求めることができます。

個人情報の開示請求は、原則としてその個人情報の本人のみが行うことができ、法令などによって開示できないなど、一定の理由に該当する場合を除いて原則開示します。

情報公開、個人情報開示などの請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、不服申立てをすることができます。

不服申立てがあった場合は、情報公開・個人情報保護審査会において審議します。

情報公開、個人情報保護制度の実施状況の詳細は、市役所東仮庁舎事務棟1階の玄関フロア「情報公開コーナー」で閲覧することができます。また、ホームページからもご覧いただけます。

※市ホームページ「情報公開・個人情報保護」 <http://www.city.sano.lg.jp/contact/zyouhoukoukai>  
詳しくは、お問い合わせください。

■問合せ 行政経営課 ☎(20)3005・✉gyouseikeiei@city.sano.lg.jp

### 平成24年度の運用状況

#### 1. 情報公開制度

公開請求の処理状況

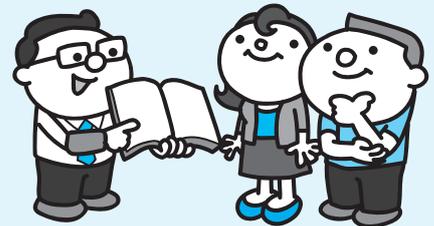
単位：件数

実施機関	請求などの件数		計	処理状況			
	当該年度中の請求件数	前年度中の請求における未決定件数		公開	一部公開	非公開	未決定
市長	171	1	172	159	8	4	1
教育委員会	5	1	6	4	2	0	0
水道事業	12	0	12	12	0	0	0
計	188	2	190	175	10	4	1

一部公開、非公開の理由の内訳

理由の区分	件数
個人に関する情報	8
法人等に関する情報	1
行政執行情報	0
情報不存在	7
情報公開制度適用外	0
計	16

※1件の請求に対して複数の理由がありますので、件数の合計は、一部公開、非公開の合計とは一致しません  
なお、決定に対する不服申立てはありませんでした



#### 2. 個人情報保護制度

開示請求の処理状況

単位：件数

実施機関	請求件数	処理状況		
		開示	一部開示	不開示
市長	28	26	1	1
教育委員会	2	2	0	0
合計	30	28	1	1

※一部開示の理由は「第3者情報」、不開示の理由は「情報不存在」でした。  
なお、個人情報の訂正、削除、中止の請求および決定に対する不服申立てはありませんでした

## 指定管理者を募集します

市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため公の施設の管理運営に民間の能力を活かし、市民サービスの向上を図るため指定管理者を募集します。

- ▶ **応募資格** 市内に事務所または事業所を有する法人、または団体(詳しくは募集要項をご確認ください)
- ▶ **対象施設ほか** 下記のとおり

募集施設	指定期間	募集要項 配布期間	説明会 (事前にお申し込みください)		担当課
			日時	会場	
市営住宅、特定公共賃貸住宅、再開発住宅(3施設を一体で管理)	平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日 (3年間)	8月1日(木)から 9月27日(金)まで	8月29日(木) 午後2時～	田沼庁舎 会議室A (本館1階)	建築住宅課 ☎(61)1166 田沼庁舎新館1階
あきやま学寮、体験館、ウッドランド森沢および古代生活体験村(4施設を一体で管理)	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日 (5年間)	8月5日(月)から 9月17日(火)まで	8月22日(木) 午前10時～	あきやま学寮	観光課 ☎(27)3011 まちなか活性化ビル「佐野未来館」

※募集要項は各担当課窓口で配布するほか、市ホームページに掲載します

- ▶ **申込** 募集要項をご確認のうえ、申請の受付期間に各担当課へお申し込みください  
事前に説明会へのご参加をお願いします
- **問合せ** 各募集施設の担当課へお問い合わせください

## パブリック・コメント(意見公募)制度 をご存じですか？

市では、政策などの策定における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の皆さんの市政への参画の促進、および市民との協働による個性豊かな市政を推進するため、パブリック・コメント(意見公募)制度を運用しています。

**Q どのようなものがパブリック・コメントにかけられていますか？**

A 次にあげるような市の基本的な政策などの策定の際に募集しています。

- 市の基本的な政策を定める計画や、施策の基本的な事項を定める計画の制定(「総合計画」、「地域防災計画」、「環境基本計画」など)
- 市の基本的な方針または制度を定める条例(「環境基本条例」、「情報公開条例」など)
- 市民に義務を課し、または権利を制限する条例(「まちづくり条例」、「景観条例」など)

**Q 意見はどのように扱われていますか？**

A いただいたご意見の概要や、ご意見に対する市の考え方、また、

意見を考慮して政策などの案を修正したときは、その内容を公表しています。類似のご意見は、意見を集約するなど整理して公表しています。

**Q いつ募集していますか？**

A パブリック・コメントにかける段階になりましたら、原則1カ月の期間でご意見を募集しています。実施する際は、広報さの、市ホームページでお知らせしています。

いただいたご意見は、市の政策などを決めるうえで、参考にしています



市民の皆さんのご意見を取り入れるため、今後も積極的にパブリック・コメント(意見公募)制度を活用していきますので、実施の際はご意見をお寄せください。

■ **問合せ** 政策調整課 ☎(20)3037

